

議案第 6 5 号

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正について

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項各号列記以外の部分中「（第 3 条第 1 号の子どものうち、1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過し、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者（以下「高校生等」という。）については、病院又は診療所で入院して行われるものに限る。）」を削る。

第 4 条第 1 項中「（高校生等を除く。）」を削る。

第 7 条第 1 項中「若しくは高校生等」及び「（高校生等にあつては、病院又は診療所で入院して行われる医療）」を削る。

第 9 条第 3 項を削る。

第 1 1 条中「又は高校生等」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の前橋市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る福祉医療費の支給について適用する。